

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度小規模化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和5年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算月額により暫定的に請求	
処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	〈 認定時期 〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
市処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和6年度から本加算を申請する既存園を含む

2. 賃借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度小規模化園
賃借料加算 (国の公定価格分)	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料の変更により、市賃借料加算額等に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定申請は追って御案内

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	請求の条件等
減価償却費加算	既に認定済の園または該当園の申出により請求
管理者未配置減算	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	土曜日に事業所を閉所する場合にその日数分に応じて適用
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求
保育士比率向上加算	職員配置状況に応じて請求
資格保有者加算	職員配置状況に応じて請求
家庭的保育補助者加算	職員配置状況に応じて請求
家庭的保育支援加算	既に認定済の園に適用
連携保育加算	既に認定済の園または該当園の申出により請求

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3月加算 (施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育加算 ・市障害児保育加算	夏頃～	
産休等代替臨時職員雇用費	随時	

(3) 書面による認定が不要**な加算**

加算名	請求の条件等
給食費・嘱託医手当・行事用給食費・ 冷暖房費・特別扶助費・一般生活費・ 指導用給食費	全園加算有りで請求（加算により対象となる事業類型は異なる）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可
8時間超保育実施加算	実績取込み後の追加請求から請求

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	全園加算有りて請求
入園前健康診断手当	事業所内保育事業（20人以上）が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	全園が 実施月 に請求
児童災害共済掛金	事業所内保育事業（20人以上）が子ども1人につき年度で1回請求

4. 令和6年度の追加請求について

令和6年度の追加請求については、
令和6年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとします。

